

ガンカモ類作業部会国内科学技術委員会規約

第1章 総則

- 第1条 この会は、ガンカモ類作業部会国内科学技術委員会（以下、本会と表記）といい、その事務所を、「日本雁を保護する会」の事務局におく。
- 第2条 本会は、日本国内でガンカモ類の標識・追跡調査を実施する、持続的な調査基盤の構築とその推進を担う人材育成を行うことを目的とする。また、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（以下、EAAFP）のガンカモ類作業部会の決定事項や課題を、日本国内における各組織と連携し活動に落とし込むための検討等を実施する。
- 第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1) 国内におけるガンカモ類捕獲調査の推進と人材育成
 - 2) ガンカモ類標識データの管理と解析
 - 3) EAAFP ガンカモ類作業部会における情報収集及び国内関係者への情報共有。
 - 4) 市民科学を通じた標識を装着したガンカモ類の観察記録の収集及び普及啓発活動
 - 5) 事業に必要な資金の調達。
 - 6) その他、本会の目的にかなう事業

第2章 役員

- 第4条 本会には役員として、会長1名、事務局長1名、事務局員複数名をおくことができる。
- 第5条 会長は、会務を統括し、この会を代表する。事務局長は、会長を補佐し、又は代理する。
- 第6条 会長、事務局長、事務局員は役員会において選出する。
- 第7条 役員の任期を1年とする。但し再任は妨げない。役員に欠員が生じた時は前条の規定にかかわらず役員会において選出し、補うものとする。その任期は前任者の残任期間とする。

第3章 運営

- 第8条 本会の議決機関は役員会であり、毎年1回以上開催する。
- 第9条 本会の執行機関は役員会であり、会長が主催する。
- 第10条 役員会は事業を行うために必要な部会を構成し、運営することができる。
- 第11条 すべて議事は多数の意思によって決する。

第4章 会計

第12条 本会の経費は寄付金、調査委託費、その他の収入をもって充当する。

第13条 本会計の会計年度及び繰越金については次のように定める。

1) 会計年度は4月より翌年3月とし、予算決算は役員会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本会は2020年10月10日に発足したものとみなす。
- 2 本会は他の同種類の会と連合体を組織することができる。
- 3 この規約及び運営細則は役員会出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

役員名簿

番号	役職名	氏 名	所属
1	会長	呉地 正行	日本雁を保護する会
2	事務局員	嶋田 哲郎	宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団
3	事務局員	牛山 克己	美唄市 宮島沼水鳥・湿地センター
4	事務局員	池内 俊雄	雁の里親友の会
5	事務局員	神山 和夫	バードリサーチ
6	事務局員	森口 紗千子	日本獣医生命科学大学
7	事務局員	澤 祐介	山階鳥類研究所

事務所住所

〒989-5502 宮城県栗原市若柳町字川南南町 16